

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月28日

【会社名】 TOYO TIRE株式会社
(旧会社名 東洋ゴム工業株式会社)

【英訳名】 Toyo Tire Corporation
(旧英訳名 Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.)
(注) 2018年3月29日開催の第102回定時株主総会の決議により、
2019年1月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 隆 史

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【縦覧に供する場所】 TOYO TIRE株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)
TOYO TIRE株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第103期確認書より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長清水隆史は、当社の第103期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。